

阿賀川ゴミマップ

STOP! 不法投棄

不法投棄は重大な犯罪です

～廃棄物の処理及び清掃に関する法律～

(第5条、16条)

罰則 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金

～河川法～

(河川法施行令第16条の4)

罰則 3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金



警察による立会い



河川事務所からのお願い

阿賀川では、1年間で『**98**』件のゴミが投げ捨てられていました。
ゴミの不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「河川法」で禁じられており、違反した場合には重い罰則が科せられます。また、**不法投棄は未遂行為でも処罰されてしまいます。**
ゴミの不法投棄は絶対にやめて下さい。

ゴミの不法投棄は禁止です!!



家庭ゴミ



バザーゴミ(放置)



家電ゴミ



家庭ゴミ(剪定ゴミ)



廃タイヤ



その他(放置自転車)

令和6年度不法投棄件数・割合

阿賀川管内 **98**件

北会津出張所管内 **82**件

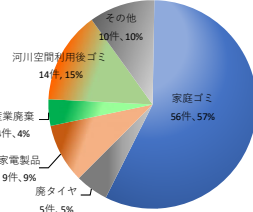
阿賀川 **79**件

湯川 **3**件

塩川出張所管内 **16**件

阿賀川 **9**件

日橋川 **7**件



不法投棄の監視・防止策



看板による注意喚起



河川巡視による監視

不法投棄の抑止効果

河川管理用通路の一般車両の通行止めや看板等による注意喚起により不法投棄が減少傾向にあります。不法投棄が無くなるよう、ご協力宜しくお願い致します。



バケード設置(通行止)

【ゴミの投棄またはその行為】を発見した場合は...

最寄りの警察署もしくは阿賀川河川事務所までご連絡をお願いいたします。

【連絡先】

国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所

管 理 課

TEL 0242(26)6873

塩 川 出 張 所

TEL 0241(27)2168

